

## 名古屋市告示第81号

### 名古屋市景観計画の変更

景観法（平成16年法律第 110号）第 9条第 8項において準用する同条第 6項の規定により、景観計画を変更しましたので、次のように告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 8年 2月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

#### 1 景観計画の名称

名古屋市景観計画

#### 2 景観計画を定める土地の区域

名古屋市全域

#### 3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

#### 4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日以外の日の午前 9時から午後 3時30分まで。ただし、午前11時30分から午後 1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進課